

平成26年(行八)第1号 許可抗告申立て事件

〒680-1165 鳥取市下味野415-1(住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付(送達場所)

(電話 050-5867-9930)

(FAX 0857-54-1781)

申 立 人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

相 手 方 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

抗告許可申立て理由書

平成26年6月7日

広島高等裁判所松江支部 御中

申 立 人 宮 部 慎 太 郎

頭書の事件について、申立人は、次のとおり抗告許可申立て理由を提出する。

第1 抗告許可申立て理由

1 民事訴訟法第220条4号口の解釈に係る判例違反

原決定は「平成23年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書」(以降「本件文書」という)について、「公務員の職務上の秘密」であるとしている。これは、民事訴訟法第220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは公務員が職務上知り得た非公知の事項(情報)であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである(最高裁昭和48年(あ)第2716号同52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053頁、最高裁昭和51年(あ)第1581号同53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号

457頁参照、以降単に「判例」という)という基準に従ったものとしている。

この「職務上知り得た」ということについて、原決定は本件文書が「地方公共団体である相手方が、特定の地域を同和地区であると把握していたのかどうか明らかになってしまう性格の文書である」ことを理由としている。ここでいう「同和地区」の意味は曖昧であるが、原決定は「秘密として保護するに値する」理由として部落差別の現状を挙げているので、これは実質的には「被差別部落」と同等の意味であると考えられる。

原決定は、歴史的な事実として下味野の旧赤池集落に被差別部落が存在したこと及び、昭和50年代に下味野で同和対策事業として小集落改良事業が行われたことが公知となっていることを認めている。そのため、原決定は、情報（本件では下味野の同和地区の場所）そのものではなく「情報を相手方が把握している事実」が秘密だと言っている過ぎない。ゆえに、原決定は形式的には判例違反を言うが、全く違う判断をしたものであり、原決定には判例違反があると言える。

2 その他、法令の解釈に係る重要な事項

市長が固定資産税を減免するためには、地方税法第367条により条例の定めがあることが必要とされ、地方自治法第16条第2項により条例は公布されるものである。公布された条例が課税要件を定めたと言えるためには、少なくとも市民が自身の課税額が分かる程度の情報を知ることができなくてはならない。本件文書の情報は、鳥取市内に固定資産を持っているか、あるいは持とうとしている市民が固定資産税の課税額を知るために必要なものである。

本件文書の情報が公務員の職務上の秘密として扱われるなら、固定資産税の具体的な減免要件が公布されない状態で固定資産税の減免が行われることになり、上記の地方税法および地方自治法の定め趣旨に著しく反し、同和事業を理由とすれば、市長は秘密裏に税を減免しなければならないことになる。

また、税の減免に限らず、同和事業に関して、地方自治体と部落解放運動団体の交渉の場では必然的に同和地区の場所が公言されるものであり、それが公務

員の職務上の秘密といえるのであれば、それを利用して違法・不当な行為を隠蔽したり、守秘義務違反での告発や訴訟をちらつかせて自治体職員を脅迫したりするといった「えせ同和」行為を後押しするものである。

そもそも、基本事件が下味野で行われた税の減免の違法性を確認する住民訴訟であるから、申立人勝訴の場合は、必然的に下味野で同和対策として税の減免が行われていたことが判決に書かれるものである。もし、下味野の同和地区の場所が秘密ということであれば、申立人の敗訴ありきで基本事件の審理が行われることなり、極めて不当である。

- 3 以上によると、原決定は、判例と相反する判断があるほか、法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められるから、本件抗告は許可されるべきである。

付 属 書 類

- 1 抗告許可申立て理由書副本 7通